

学校感染症（インフルエンザ等）に罹った場合の対応について

学校感染症にかかった場合は、本人の健康回復と他者への感染防止のために出席停止となりますので、医師の指示に従い休養してください。この期間については、通常の欠席からは除外されます。登校の際は、以下の点にご注意いただき、書類を学級担任にご提出ください。つきましては、感染症で欠席される場合は、下記のようにお願いします。

① 感染症と診断された時点で、必ず学校にご連絡ください。休日の場合は休日明けの朝で結構です。

（多治見北高校 0572-22-3361）

② 自宅療養後、登校時に、感染症にかかったことを証明できる書類を提出してください。

＜インフルエンザの場合＞

・本校の様式「[インフルエンザ受診・治癒報告書](#)（様式1）」をご利用ください。

※ 医療機関において無料で発行していただける証明書があればそれでも結構です。

※ 様式1に保護者が記入される場合は、受診を証明できるもの（調剤説明書のコピー等）を必ず添付してください。

＜インフルエンザ以外の感染症の場合＞

・本校の様式「[学校感染症の証明書](#)（様式2）」をご利用ください。

※ 上記以外でも、医療機関で発行していただける証明書（診断名、治療期間、医師の印があること）であれば結構です。

＜参 考＞ 出席停止となる感染症の主な種類

病 名	出席停止の基準
インフルエンザ	発症した後5日を経過し、かつ、解熱した後、2日を経過するまで
百日咳	特有の咳が消失するまで又は5日間の適正な抗菌性物質製剤による治療が終了するまで
麻疹(はしか)	解熱した後、3日を経過するまで
流行性耳下腺炎 (おたふくかぜ)	耳下腺、顎下腺又は舌下腺の腫脹が発現した後5日を経過し、かつ、全身状態が良好になるまで
風疹	発疹が消失するまで
水痘(みずぼうそう)	すべての発疹が、かさ皮化するまで
咽頭結膜熱(プール熱)	主要症状が消退した後、2日を経過するまで
結核	症状により、学校医その他の医師において伝染のおそれがないと認めるまで
髄膜炎菌性髄膜炎	病状により学校医等において感染のおそれがないと認めるまで
その他、学校で流行が起こった場合、または流行のおそれがある場合、流行を防ぐため、出席停止の措置が必要となりうる感染症があります。	